

消防機器早わかり講座

音響装置

技術基準 受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年 6 月 20 日自治省令第 19 号）、漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令（平成 25 年 3 月 27 日 総務省令第 24 号）

設置基準 [消防法施行規則](#) 第 24 条第 2 号、第 24 条の 3 第 3 号 など



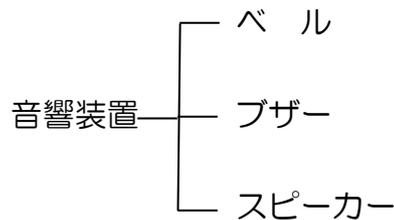
音響装置

<音響装置とは>

音響装置は、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備又は漏電火災警報器の受信機に内蔵又は外付けされ、当該受信機が作動したとき、音響又は音声により火災、ガス漏れ又は漏電が発生した旨を防火対象物の防火管理者等に報知するものです。

1 音響装置の種別

音響装置は、次のとおり区分されます。



2 構造及び機能

音響装置の構造及び機能は、次に掲げるとおりです。

- (1) 火災報知設備用又はガス漏れ火災警報設備用の音響装置は定格電圧の 85 パーセントから 110 パーセントの電圧で、漏電火災警報器の音響装置は定格電圧の 90 パーセントから 110 パーセントでの電圧で、用途を指定しない音響装置にあっては、定格電圧の 85 パーセントから 110 パーセントの電圧で音響を発すること。
- (2) 定格電圧における音圧は、無響室で音響装置の中心から前方 1 メートル離れた地点で測定した値が、火災報知設備に用いる主音響装置にあっては 85 デシベル（P 型 3 級受信機及び GP 型 3 級受信機に設けるもの）にあっては、70 デシベル）以上、その他のものにあっては 70 デシベル以上であること。
- (3) 周囲の温度が下記のとおり機能に異常を生じないこと。
 - ア 火災報知設備用又はガス漏れ火災警報設備用の音響装置にあっては、0 度及び 40 度
 - イ 漏電火災警報器用の音響装置にあっては、零下 10 度及び 40 度

- ウ 用途を指定しない音響装置にあっては、零下10度及び40度
- (4) 定格電圧で連続8時間鳴動した場合、構造又は機能に異常を生じないこと。
- (5) 充電部と非充電部との間の絶縁抵抗は、直流500ボルトの絶縁抵抗計で測定した値が5メガオーム以上であること。
- (6) 充電部と非充電部との間の絶縁耐力は、50ヘルツ又は60ヘルツの正弦波に近い実効電圧500ボルト（定格電圧が60ボルトを超え150ボルト以下ものにあつては1,000ボルト、定格電圧が150ボルトを超えるものにあつては定格電圧に2を乗じて得た値に1,000ボルトを加えた値）の交流電圧を加えた場合、1分間これに耐えること。
- (7) 音響装置のうち、火災表示又はガス漏れ表示に係る音響に用いるものにあつては、当該表示に係る音響を優先して発し、かつ、他の音響と識別できるものであること。
- (8) 警報音を断続するものは下記による。
 - ア 火災報知設備用又はガス漏れ火災警報設備用の音響装置にあっては、休止時間を1秒以下とし、鳴動時間は休止時間以上とする。
 - イ 漏電火災警報器用の音響装置にあっては、休止時間を2秒以下とし、鳴動時間は休止時間以上とする。
 - ウ 用途を指定しない音響装置にあっては、休止時間を1秒以下とし、鳴動時間は休止時間以上とする。

認証区分	品質評価（音響装置）
根拠条文	消防法第21条の36
制度の概要	検定協会が基準に適合することを検査し、合格の表示を付す。（法的拘束力はなし）

<表示>

○ 型式番号

日本消防検定協会の型式試験において、製品の形状、構造、材質、成分及び性能が、基準に適合するものに付与された番号です。「品評音第〇〇～〇〇号」という型式で表記されます。

○ 型式適合評価合格の表示

日本消防検定協会の型式適合評価に合格した音響装置には、右図のような型式適合評価合格の表示がシールにより表示されます。



型式適合評価合格の表示（シール）
（シールの大きさ：縦 15mm×横 15mm）

- 1 平成24年6月に消防法が改正され、平成25年4月より日本消防検定協会の業務から鑑定が削除され、依頼に応じた消防の用に供する機械器具等に関する評価（受託評価）が加えられました。音響装置は、従来の鑑定品目から受託評価品目になりました。
- 2 平成25年4月の型式適合評価依頼分から合格表示（NSマーク）の様式が変更になりました。